

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号

新潟県後期高齢者医療広域連合令和5年度マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金要綱を次のように定める。

令和6年3月4日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合令和5年度マイナンバーカードと
保険証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金要綱

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合令和5年度マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和5年度におけるマイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等事業（以下「マイナ保険証周知広報等事業」という。）に要する費用に係る、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から市町村への補助については、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、マイナ保険証周知広報等事業に必要な費用に充てるため、市町村に対して補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(補助金交付の対象及び補助額)

第3条 補助対象は、広域連合が作成したマイナ保険証周知広報用リーフレット等について、市町村が被保険者証に同封して送付した際のかかり増し費用とし、補助率は10分の10とする。ただし、区分ごとの費用に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、マイナ保険証周知広報等事業が完了した時、別記様式第1号による交付申請書兼実績報告書に関係書類を添えて、広域連合長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び確定)

第5条 広域連合長は、前条の規定による申請内容を精査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、別記様式第2号による補助金交付決定兼確定通知書により、市町村に通知する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年6月30日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

第 令和 年 月 号 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長 

新潟県後期高齢者医療広域連合
令和 5 年度マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う
周知広報等事業費補助金交付申請書兼実績報告書

新潟県後期高齢者医療広域連合 令和 5 年度マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

1. 補助金申請額

(1) 郵送料

郵便の 種類	送付 件数 【件】	リーフレット同封前		リーフレット同封後		かかり増し 費用 【円】	備考
		同封前 単価 【円】	同封前 金額 【円】	同封後 単価 【円】	同封後 金額 【円】		
		②	③ (①×②)	④	⑤ (①×④)	⑥ (⑤-③)	
	①						
合計（千円未満切捨て）							

(2) その他の費用

費用の名称	リーフレット同封前	リーフレット同封後	かかり増し 費用 【円】	備考
	同封前の金額【円】	同封後の金額【円】		
合計（千円未満切捨て）				

(3) 申請金額（（1）＋（2））

申請金額 【円】

2 関係書類

- ・ 令和 5 年度歳入歳出予算（見込）書抄本

新潟県後期高齢者医療広域連合 令和5年度マイナンバーカードと
保険証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書

市町村

令和 年 月 日 第 号で交付申請書兼実績報告書の提出の
あった新潟県後期高齢者医療広域連合 令和5年度マイナンバーカードと保険
証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金について、次のとおり交付を決定し、
交付金額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、新潟県後期
高齢者医療広域連合 令和5年度マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う
周知広報等事業費補助金交付要綱（令和6年 月 日施行）（以下「交付要綱」
という。）の第2条に定める事業であり、その内容は交付申請書兼実績報告書
に記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費（総事業費）	金	円
補助金の額（決定額）	金	円
- 3 この補助金は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行われ
る ものである。
- 4 事業に係る交付申請及び実績報告は、交付要綱の第4条に定めるところに
より行われなければならない。